

④ フリーターに対する源泉徴収

Q : 当社ではいわゆるフリーターの雇用を検討しています。月給、週給、日給で雇入れる場合の源泉徴収の方法を教えてください。

A : 雇用期間が2ヶ月以内の場合は日額表丙欄、それ以外は月額表を使って源泉徴収税額を求めます。

【解説】

税法では、フリーターに対する給与だからといって、特別な取扱いをしていません。雇用形態はさまざまかわかりませんが、その受取る賃金は給与所得であり、正社員の給与所得と同じ取扱いをします。

したがって、フリーターに賃金を支給する場合には、その支給形態に応じて、月給払いなら月額表を、日払いなら日額表を適用し、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出があるときは甲欄を、提出がないときは乙欄を適用して源泉徴収をすることになります。

① 月額表を適用する給与

- ・ 通常の月給
- ・ 日給月給
- ・ 10日ごとや半月ごとに支払う給与

② 日額表を適用する給与

- ・ 通常の日給(ただし、雇用期間が2ヶ月以内の場合は、日額表の丙欄を適用することもできます)
- ・ 週給
- ・ 2日ごととか5日ごとなどのように支払う給与
- ・ 中途入社又は中途退社した月給者に日割計算で支払う給与

